

大阪弁護士会司法問題対策委員会との司法改革交流会報告

司法改革総合センター 事務局長 枝廣 恭子 (62 期)

1 はじめに

2026年3月7日、当会の司法改革総合センター（以下「当会司改センター」という）は、大阪弁護士会司法問題対策委員会（以下「大阪司法問題対策委員会」という）との間で、毎年恒例の意見交換会を実施した。意見交換会には、当会司改センター及び大阪司法問題対策委員会の委員に加えて、両弁護士会の現執行部と次年度執行部も参加し、相互に課題認識を共有するとともに、懇親を深める貴重な機会となっている。



提言された。

参加者の間では、家庭裁判所における課題について改めて共有し、共同親権制度の成功のためには裁判所のみならず、弁護士、弁護士会としての対応も重要となることが再認識された。

2 大阪弁護士会司法問題対策委員会討論・報告

(1) 「共同親権制度導入を控えた家庭裁判所の現状と課題」



大阪弁護士会の報告者から
大阪弁護士会 櫻井美幸弁護士

家事事件数の急激な増加に伴い、家庭裁判所では審理期間の長期化、地域格差、人的資源の慢性的な不足といった課題が顕在化している中、家事事件手続の運用最適化と暫定措置の活用、専門的人材の戦略的投入等により、長期化を抑制しつつ質を確保すること、IT化によって本質的判断に集中できる環境を整備することなど、審理の充実に向けた取組が一定の成果を上げていることが紹介された。

一方で、本年4月1日施行の2024年改正民法の下で共同親権制度が導入されることで、調査官への負担集中と地域格差の拡大が懸念され、さらには、制度開始が目前に迫る中、ガイドラインの整備や人的資源の確保、システム改修が遅れていることが指摘された。子どもの福祉と家族の安定に直結する問題であるからこそ、残された期間でリソースを集中投下し、最低限かつ必須の体制を構築するべきと

(2) 訴訟当事者の権利宣言

2025年11月28日の近畿弁護士会連合会大会で「訴訟当事者の権利宣言」を採択したことが報告された。同宣言は、当事者が公正な裁判を受ける主体であることを前提に、十分な情報提供を受ける権利、適切な代理人選任の機会、対等な立場で主張・立証に関与する権利などを明確化し、これにより、手続の透明性と公平性を高め、国民の司法への信頼確保を図ることを目的としている。弁護士は、訴訟当事者の権利を尊重し、国、裁判所、裁判官に対し、訴訟当事者の権利の尊重とその確保のために必要な施策の実施を求めていく必要があると訴えた。

(3) 「法定審理期間訴訟手続」に関する改正民事訴訟規則の問題についての意見書

2024年9月17日に公布された「法定審理期間訴訟手続に関する改正民事訴訟規則」について、2025年12月12日に大阪弁護士会が発出した意見書の内容が報告された。同意見書では、画一的な期間設定により当事者の主張・立証の機会が不当に制限され、実質的な審理の充実が損なわれ

るおそれがあるとの懸念が示されており、特に、事案の複雑性や当事者の事情に応じた柔軟な運用の必要性、裁判所の訴訟指揮の在り方、適正手続保障との調和を十分に図るべきであると指摘されている。

(4) 弁護士業務における生成AIの活用方法例 業務プロセスのシステム化と専門領域の拡張

山中理司弁護士(大阪)は、弁護士業務における生成AIの活用について、文書作成を補助するにとどまらず、戦略的な意思決定を支援することで初動スピードが劇的に向上し、本質的な問題について思考する時間を確保できるため、業務の効率化が可能となり、バイアスを排除し、客観的な証拠の評価を最大化することで質の向上が図られると語った。

3 当会討論・報告

当会からは、「都市部における司法アクセス障害と都市型公設事務所の取組み」というテーマで報告を行った。

東京パブリック法律事務所の長谷川翼所長と野原郭利弁護士が、同法律事務所の業務の概要や抱える課題等について



当会の報告者から
弁護士法人東京パブリック法律事務所 所長 長谷川翼弁護士

紹介した。相談意欲があっても弁護士にたどり着かない「都市部における司法アクセス障害」の解消のため、同法律事務所は設立された。言語や障害、生活困窮といった要因、さらには、社会からの孤立、つながりの乏しさといった都市部ゆえの問題から、弁護士に頼るという発想に至ることができない人が多いため、弁護士が受動的に相談を待つのではなく、出張相談、行政やNPOといった関係機関との連携を通じて能動的に接点を構築することが重要であるとの指摘がなされた。実際に、同法律事務所の相談の7割前後が関係機関を経由しているとのことで、連携の重要性が示された。

相談にたどり着いた場合であっても、法的課題はその人が抱える問題の「氷山の一角」に過ぎず、その背後にはDVや経済的困窮、言語や文化の違い、さらには、社会的孤立といった構造的問題が存在するため、弁護士だけでは解決に至ることが困難であり、多様な支援機関と協働して対応することが不可欠であるとの指摘もなされた。

同法律事務所においては、長年の活動によって関係機関



とのネットワークを築き、協働する体制が構築されており、豊島区に外国人専門相談窓口が設置されるなど、その取組が行政を動かした事例も紹介された。一方で、同事務所のみで問題に取り組むことには限界があり、活動を担う弁護士をどのように支援し、担い手を拡充するのかが今後の課題であるとのことであった。

大阪弁護士会の会員からどのように連携先を増やし、ネットワークを構築しているのかといった質問があり、日々勉強会や意見交換会を実施していることが紹介された。当会の会員からは、同法律事務所の活動に敬意を表する声があがるとともに、その活動を当会の会員に紹介し、そのノウハウを共有するための広報活動等の重要性を実感したとの感想が寄せられた。

4 おわりに

双方の発表内容について様々な意見が交わされ、共同親権制度の開始を控えた家庭裁判所の課題や、司法制度の根幹にかかわる重要なテーマについて充実した報告がなされた。また、都市部における司法アクセスの課題について、弁護士、弁護士会として引き続き議論・検討し、取り組んでいく重要性が参加者の間で共有された。

終了後の懇親会も盛会のうちに終わり、本意見交換会が、両弁護士会が様々な課題を共有し、協調して取り組むための良い機会となっていることを実感した。来年以降も有意義な議論を重ねられるよう、当会司改センターの活動を盛り上げていきたい。



大阪弁護士会の出席者から
2025年度会長 森本宏弁護士